

平成26年 第13回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成26年 8 月 28 日（木）午前9時00分

場 所：教育委員会室

平成26年8月28日

東京都教育委員会第13回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第86号議案

平成27年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について

第87号議案

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の制定に関する意見について

第88号議案

平成26年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成25年度分）について

第89号議案

東京都公立学校長の任命について

第90号議案から第93号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分について

2 報 告 事 項

（1）都立高等学校入学者選抜学力検査の採点の誤りに係る答案の点検結果について

（2）都立高校入試調査・改善委員会報告書について

（3）東京都公立学校教員等の懲戒処分について

| | |
|------|---------|
| 委員 長 | 木 村 孟 |
| 委 員 | 遠 藤 勝 裕 |
| 委 員 | 竹 花 豊 |
| 委 員 | 乙 武 洋 匡 |
| 委 員 | 山 口 香 |
| 委 員 | 比留間 英 人 |

| | | |
|----------|--------------|---------|
| 事務局（説明員） | 教育長（再掲） | 比留間 英 人 |
| | 次長 | 松 山 英 幸 |
| | 教育監 | 高 野 敬 三 |
| | 総務部長 | 堤 雅 史 |
| | 都立学校教育部長 | 早 川 剛 生 |
| | 地域教育支援部長 | 前 田 哲 |
| | 指導部長 | 金 子 一 彦 |
| | 人事部長 | 加 藤 裕 之 |
| | 福利厚生部長 | 高 畑 崇 久 |
| | 教育政策担当部長 | 白 川 敦 |
| | 教育改革推進担当部長 | 出 張 吉 訓 |
| | 特別支援教育推進担当部長 | 松 川 桂 子 |
| | 全国高校総体推進担当部長 | 鯨 岡 廣 隆 |
| | 人事企画担当部長 | 粉 川 貴 司 |
| （書 記） | 総務部教育政策課長 | 壹貫田 剛 史 |

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成26年第13回定例会を開会いたします。

まず取材・傍聴関係でございます。取材は、NHK外11社、合計12社からの申込みがございました。

なお、そのうちNHK外4社、合計5社が、頭撮りをしたいということでございます。傍聴者は、合計14名からの申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、入室していただいでください。

日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、一言申し上げます。

東京都教育委員会定例会においては、これまで議事を妨害する行為に対して、東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき退場命令を出してきたところでありますが、こうした事態が生じたことは、誠に遺憾であります。

今後も傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促しても、なお違反行為を行う場合には退場を命じます。特に誓約書の内容を守ることなく議事を妨害する行為を行い、退場命令を受けた者に対しては厳正に対処し、必要に応じて法的措置をとらせていただきますので、この点につき御留意ください。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぎ速やかに着席しないと行った行為や、速やかに退室しないと行った行為も議事を妨害する行為に当たり、退場命令の対象になりますので、この点につきましても御承知おきください。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、乙武委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回平成26年7月10日開催の第11回定例会会議録は、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第11回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということにさせていただきます。

前回平成26年7月24日開催の第12回定例会会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第88号議案から第93号議案及び報告事項（3）につきましては人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件についてはそのように取扱いをさせていただきます。

議 案

第86号議案

平成27年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について

【委員長】 それでは、第86号議案、平成27年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について、説明は指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 第86号議案資料を御覧ください。まず、1の「教科書採択に当たっての留意事項」でございますが、ここに示す（1）から（4）までの4点の方針については、4月10日の教育委員会で報告させていただき、この方針に沿って採択事務を進めてきました。

次に2の「教科書の調査研究」でございます。新しい学習指導要領に基づいて編集された文部科学省作成の「高等学校用教科書目録（平成27年度使用）」第1部に登載された662種類のうち、昨年度新たに教科書検定に合格した71種類の教科書を対象に

調査研究をいたしました。都立特別支援学校の高等部についても同様でございます。
この結果については、調査研究資料としてまとめ、6月26日の東京都教育委員会で報告をいたしました。

次に3の「各学校における教科書の選定」でございます。校長の責任と権限のもと、校長を委員長とする「教科書選定委員会」を設置し、今申し上げました東京都教育委員会作成の「高等学校用教科書調査研究資料」などを活用して教科書の調査研究を行い、各学校の生徒の実態に最も合った適切な教科書を選定し、その選定理由書を教育庁指導部へ報告してもらいました。

4の「選定結果等の審査」でございます。各学校から出された選定理由書を審査し、その選定理由が曖昧であったり、抽象的な記述について、各学校に対して指導を行ったところでございます。

以上の手続を経て各学校が選定した教科書をまとめたものがお手元の別紙1「平成27年度使用都立高等学校及び中等教育学校（後期課程）用教科書 学校別・課程別選定結果」と別紙2「平成27年度使用都立特別支援学校（高等部）用教科書 校種別・学校別選定結果」でございます。

続きまして、こうした各学校の選定状況の全体の傾向をまとめたものが議案資料の2枚目、3ページの〈参考1〉でございます。表頭に「目録掲載教科書」とあり、種類数、点数、発行者数、選定教科書種類数と書いてありますが、種類数というのは一つのシリーズで、例えば「国語総合」というシリーズを一つと数え、点数というのは、「国語総合」が現代文編と古典編と分冊になっている場合、分冊ごとに1冊と数える冊数が点数となり、この国語総合では31点となっております。「国語総合」の23種類のうち幾つの教科書が選ばれたかが選定教科書の種類数となります。その右の欄にございますのが、今回学校が選んだ教科書のうち最も多かった発行者と教科書番号の記号です。その右側は、今年度使用している教科書の昨年度の最も多かったものを参考として示しておりまして、（参考）の欄の下を御覧いただきますと、芸術、外国語に斜線になっているところがありますけれども、これは今年度新たに編集されたために、昨年度との比較ができませんので斜線にしております。

御覧いただきますと、全体の傾向としては、最も選定の多かった教科書で一部入れ

替えはございますが、昨年度と大きな変更はないと考えております。

続きまして、4ページの<参考2>は、【第2部】と表頭に書いてございます。この第2部というのは、旧学習指導要領に基づいて編集された教科書で、来年度は主に定時制の4年生が使用する教科書です。これについても、全体の傾向は昨年度とほぼ同様と言えます。

続きまして、選定状況の詳細について御説明いたします。右上に参考とある「平成27年度使用都立高等学校及び中等教育学校（後期課程）用教科書教科別選定結果（教科書別学校数）」で、教科別にどの発行者がどれくらいの割合で選定されているかを円グラフで示したものでございます。時間の関係で、3ページの「古典A」と4ページの「日本史A」を例として説明させていただきます。

3ページの「古典A」は、古典に親しむことを目標とした科目で、「古典A」を選定した108校のうち、一番下の第一学習社が2冊合わせて51校で全体の47パーセントを占めております。

4ページの「日本史A」では、第一学習社の日A304の教科書を選定した学校が52校で34パーセントとなっております。

5ページの「日本史B」では、「日本史B」を選定した161校のうち山川の日B301「詳説日本史」の111校をはじめとして、山川全体で75パーセントの割合を占めていることが読み取れます。

なお、この日本史に関して、昨年6月27日に議決されました平成26年度、今年度使用する都立高等学校用の教科書についての見解において、実教出版の日A302「高校日本史A」及び日B304「高校日本史B」については、当該の記述に変更がない限り同様の対応をしていく旨を6月12日の教育委員会で報告したところでございます。この記述には変更がなかったため、昨年度と同様に、都立学校長宛て通知をしたところでございます。資料のとおり、当該の教科書については、今年度も選定した学校はございませんでした。

議案資料にお戻りください。5の「教科書採択」でございます。先ほど申し上げました別紙1及び別紙2にまとめた各学校の選定教科書について、御審議の上、採択をしていただければと存じます。

なお、最後に、請願の状況についてです。東京都教育委員会の「見解」の撤回などを求める請願が6月12日の時点で11件提出されていましたが、その後、1件提出されました。提出された請願をお手元にお配りしてございます。

また、都民の声などで、この請願の撤回を求める声が4件寄せられております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見等ございますか。

【竹花委員】 先ほどの説明の中に、選択した教科書が去年と大きく変わったものが一部あるというお話がありましたが、それはどんなものですか。

【指導部長】 最も選定の多かった教科書について、国語総合は昨年度と今年度で変わりはございませんが、例えば地理歴史の日本史Aにおいては、昨年度は東京書籍が最も多かったのですが、今年度は第一学習社になっているという違いはございますが、全体的には選定数に大きな変更はないということで御説明させていただきました。

【竹花委員】 分かりました。

【委員長】 ほかに。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきますが、請願が来ておりますので、請願については、事務局において適切に対応していただくようお願いいたします。

第87号議案

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の制定に関する意見について

【委員長】 次に第87号議案、東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の制定に関する意見について、説明を地域教育支援部長、よろしくお願いいたします。

【地域教育支援部長】 平成24年8月、就学前の子どもに関する教育、保育等の総

合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）が一部改正され、新たな幼保連携型認定こども園の開設ができることとなりました。この新たな幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準は、都道府県が条例で定めることになっており、9月の第3回都議会定例会に関連の条例が提案されます。この提案に当たり、東京都教育委員会が公立幼稚園約180園を所管することもあり、その条例の提案に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき教育委員会へ意見照会があったものでございます。

条例の内容については別紙1、A3の資料を御覧ください。

「法改正の概要」ですが、認定こども園法は平成18年に、就学前の子供に対する幼稚園や保育サービスを総合的に提供するために法律が定められ、認定こども園制度ができました。左側にありますように、現行制度だと幼稚園と保育所がそれぞれ別の系統で設置認可され、なおかつ財政的措置もそれぞれの施設で別々に行われていたのですが、今回、法が改正され、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として新たな幼保連携型認定こども園ができることとなりました。この法の改正に対応して、新たな幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関して、都道府県の条例で基準を定める必要があるということでございます。

右側に「条例制定における都の基本的な考え方」を書いております。この新たな幼保連携型認定こども園については、利用者ニーズに合致するものであり、東京都としてもこの制度の活用を図っていききたい。それから、幼保連携型認定こども園の設備及び基準の基本的なことについては条例で定め、具体的な判断基準や内容については条例施行規則に委ねるということで考えております。

「基準制定にあたっての都の基本的な考え方」は、幼稚園と保育所のいずれかの高い水準を引き継ぐこととした国の定めた基準を基本として、それぞれの施設の特性や現行の水準に配慮して制定するというところでございます。

具体的な条例案の内容については、施設、設備、諸室の面積、学級編制、職員配置、運営基準等を定めております。①職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する（保育教諭）ことを原則とする。②満3歳以上の園児は、教育課程に基づく教育を行う。③教育週数、教育に係る標準的な一日当たりの時間をこの条例の中で規定して

おります。

この新しい幼保連携型認定こども園については、保護者のニーズに合致したものであり、「異議なし」として回答していければと考えております。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見ございますか。

細かい質問で恐縮ですが、別紙1の「(3) 条例案の主な内容」の「①職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する(保育教諭)ことを原則とする」とありますが、これを原則とするということで、ここから外れてもいいと読めますね。

【地域教育支援部長】 基本的には法の中では、両方の免許を併有する者を保育教諭と定めておりまして、下にも書いてありますが、この認定こども園制度が施行されて当面の間は、いずれかの資格を有することでもよいことになっております。

【委員長】 分かりました。ありがとうございます。ほかに。

【遠藤委員】 現行の制度では保育園は厚生労働省の管轄で、幼稚園は文部科学省の管轄となるのですが、東京都で条例を定めてこども園を運営していく場合に、保育園に関する事と幼稚園に関する事で何か事が起こったときに、厚生労働省とか文部科学省とかそれぞれの従来の担当省庁からの指導や指示が混在することになるのでしょうか。あるいは、東京都がこども園を作った場合に、何か問題が起きたときに報告をする統一的な部署が国にあるのですか。事は一つのところで起こるけれども、厚生労働省の管轄か文部科学省の管轄かは細かく決められているのでしょうか。

【地域教育支援部長】 正にその問題があって、今回こういう新しい幼保連携型認定こども園ができていくわけですが、指導監督権限は内閣府に一本化していくことになります。幼稚園と保育園の機能について、それぞれ様々な法体系がありますので、それを踏まえて東京都も行政としてどういう対応をしていくかについては、これから具体的に検討していくことと考えております。

【委員長】 はっきりは覚えておりませんが、何年か前から厚生労働省と文部科学省が人事交流をしており、文部科学省から課長として厚生労働省に出て、この問題をずっと検討している人がいますので、その辺の連絡は、今後ともきちんとやっていく

のではないかと思います。

【乙武委員】 別紙1の右下の参考で、現在の東京都内の認定こども園数の内訳が載っています。その4点目に「地方裁量型」が10園ありますが、都内の保育所に関しては認可保育所や無認可保育所及び東京都の定める認証保育所がありますが、これを指しているのか。それとも認証保育所は「保育所型」に含まれていて、この「地方裁量型」はまた別のものを指しているのですか。

【地域教育支援部長】 左側の現行の類型に書いておりますが、幼稚園として認可を取った園が幼稚園型、保育所として認可を取ったものが保育所型となるのですが、地方裁量型は認証保育所が認定こども園の認定を取った場合と聞いております。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 ほかに御意見はありませんか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第87号議案についても原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

報 告

(1) 都立高等学校入学者選抜学力検査の採点の誤りに係る答案の点検結果について

【委員長】 引き続き、報告事項(1)都立高等学校入学者選抜学力検査の採点の誤りに係る答案の点検結果について、説明は都立学校教育部長、よろしく申し上げます。

【都立学校教育部長】 報告資料(1)都立高等学校入学者選抜学力検査の採点の誤りに係る答案の点検結果について、詳細は、この資料に基づき、この後、御報告をいたしますが、去る6月12日の第9回東京都教育委員会定例会で御報告いたしました第一次調査以降、第二次、第三次と調査を進めていく中で、新たに誤りが見つかるとともに、追加合格者も増える結果となっております。受検された方、保護者、関係の皆様にごめんとおわびを申し上げます。

それでは、「1 点検結果 平成25年度、平成24年度及び平成23年度に実施した学

力検査における採点の誤りの状況」です。これまで数次にわたり調査をしてきましたが、その最終的な結果を総括したものでございます。平成25年度の実施分では、158校で1,419件の誤り、13校で16人の追加合格、平成24年度の実施分では、117校で1,289件の誤り、6校で6名の追加合格が出て、平成23年度の実施分では、52校で346件の誤りで追加合格はございませんでした。学校別の誤りの件数の内訳は、4ページから7ページまでにわたる別紙1を御覧ください。平成25年度の実施分では、全日制課程においては、ほぼ全ての学校で誤りが生じております。

「これまでの経過」を簡単に御説明させていただきます。都立荻窪高等学校で採点の誤りが判明したことを受け、(1)学校における緊急点検を全答案について行いました。(2)の第一次調査として、①学校再点検を行い、平成25年度だけではなくて平成24年度の方も併せて行っております。②都教委点検については、不合格者の全答案及び学校の点検で誤りがあると報告された答案について都教委で点検をいたしております。この結果については、既に6月12日の第9回東京都教育委員会定例会で御報告させていただいておりますが、ここまでのもので累計すると、平成25年度実施分では、146校で1,139件の誤り、10校で12人の追加合格が、平成24年度実施分では、109校で1,072件の誤り、6校で6人の追加合格がありました。

次の(3)第二次調査からは新しく御報告をさせていただくところがございます。今申し上げました第一次調査までのものにおいて、学校で2回の点検を行ったにもかかわらず、その後の都教委点検で多くの誤りと追加合格が新たに判明したということで、この第二次調査を行いました。調査の内容としては、都教委で第一次調査の点検の対象外でありました合格者の答案について点検を実施したものでございます。この表を御覧いただきますと、この調査の結果、平成25年度実施分では、106校で280件の誤り、4校で4名の追加合格者が新たに見つかりました。追加合格者については、この4名の方も含め、第一次調査により判明した受検生、保護者の方には全て、学校、都教委で接触をさせていただき、謝罪と経緯説明をさせていただくとともに、都立高等学校への転学を御希望された方については、既に1学期中の転学を済ませ、また、2学期からの転学など、御希望に沿った対応をしているところでございます。

続きまして、(4)第三次調査でございます。第一次調査、第二次調査を進める中

で、平成23年度実施分の答案が全日制、定時制合わせて74校で保有されていることが明らかになりました。この平成23年度実施分を受検された方は、現在、高校3年生に在籍しており、仮に追加合格となった場合に、転学による救済措置を講じることができ、可能性が残されているため、この74校のうち学力検査の結果、不合格者がいなかった学校を除いた56校について、答案を学校と東京都教育委員会で点検をいたしました。この結果については、先ほどの総括表でも御報告をいたしました。平成23年度実施分について52校で346件の誤りが見つかり、追加合格者はございませんでした。

3ページは「教科別の誤りの内容」でございます。各年度ごとに示しており、一番最後に総計をつけております。各年度で多少幅はありますが、誤りの内容は、「誤答を正答として採点した。」、「正答を誤答として採点した。」、「合計点の算出に誤りがあった。」という単純ミスが各年度において8割ぐらい出ている状況でございます。

次の「4 平成22年度実施以前の答案の取扱について」でございます。これまでの調査を進める中で、8ページから11ページまでに掲げる別紙2で丸を付けている学校は、平成22年度以前の答案についても保有していることが明らかになりました。これらの答案に係る受検者は都立高等学校への転学の可能性は無いため、全答案の再点検は行わず、御希望される方がいれば、各学校において受検者本人であることを確認の上、写しを交付することにさせていただきます。

なお、交付期間は平成27年3月31日までで、今年度中とさせていただきたいと思っております。

点検結果についての資料の御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見ございますか。

【乙武委員】 いただいた資料の2枚目の「(3) 第二次調査」のところが理解しづらかったのですが、これまで点検を予定していなかった合格者の答案について点検をしたところ、追加合格が4名出たということですが、合格者なのに追加合格が出るというのは、どういう理解をしたらよろしいのでしょうか。

【都立学校教育部長】 合格者の答案について誤りがあり、その結果、点数が変動すると合否の判定ラインが変わってくるので、それに伴って追加合格が出たということです。

【乙武委員】 理解しました。ありがとうございます。

【遠藤委員】 別紙1の個別の表を見ますと、1校だけ突出して多いところがあります。これは固まりで見間違えたとか、合計を間違えたとかということがあったのでしょうか。

【都立学校教育部長】 例えば4ページの平成25年度実施分を見ていただきますと、八王子北高等学校1校で172件の誤りが出ております。また、平成24年度の実施分では、千歳丘高等学校で82件の誤りが出ておりますが、これは同じケースで、二つの記号がそろって初めて5点が与えられるところを、一つの記号ごとに5点ずつ配点してしまったという誤りでございます。

あと、平成24年度実施分で文京高等学校で48件、府中高等学校で36件と多目に出ておりますが、これも同じケースで、記述式の問題において、答案は全く同じ記述内容でありながら、受検者によって、減点されたり、減点されていなかったりというような採点の不統一がありました。

【委員長】 ありがとうございます。ほかに。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承りました。

(2) 都立高校入試調査・改善委員会報告書について

【委員長】 次の報告事項(2)都立高校入試調査・改善委員会報告書について、説明は同じく都立学校教育部長、よろしく申し上げます。

【都立学校教育部長】 (1)の報告の調査結果の取りまとめと併せて採点誤りの原因を徹底的に究明し、その上で実効性のある再発防止改善策を構築するために、都立高校入試調査・改善委員会が設置され、本年の5月14日から8月22日までの間、全8回の委員会を開催し、このたび報告書が取りまとめられたところでございます。その内容について御報告させていただきます。

この報告書の取りまとめに当たり、本日、報告書の冊子本体と、参考資料として都立高校の校長で構成する東京都公立高等学校長協会からの提言がございます。この提言の内容も踏まえ、都立高校入試調査・改善委員会の報告書は、学校現場からの発意も十分に反映されたものとして取りまとめられたということを最初に申し上げさせていただきます。

それでは、A3判の報告資料（2）の概要に基づいて御説明させていただきます。

第Ⅰ章「委員会設置の理由」については、先ほどの調査結果の報告でも御説明させていただきましたが、都立荻窪高校での採点誤りが判明したことを受けて設置されたということでございます。

第Ⅱ章が「調査結果からの誤りの内容」で、誤りの内容を分析しております。これについても、先ほど御報告させていただいたとおりですので、時間の関係上、割愛させていただきます。

第Ⅲ章「誤りの原因と課題の考察」でございます。委員会は、外部の有識者を中心として学校訪問を実施するなど学校の実態を十分に把握した結果、採点誤りの原因は答案を採点する教員の意識の問題をはじめ、それ以外の様々な要因が絡み合っていることが明らかになったとまとめております。具体的な誤りの原因と課題を整理してございます。入試日程・採点時間の区分では、時間的なプレッシャーがあったり、焦りや連続作業による集中力の欠如や疲労による注意力散漫が見られたりしました。採点・点検の環境面では、採点・点検日も授業や行事が行われているケースが多く見られ、集中して採点・点検の業務を行えない環境にあったことが分かりました。出題の形式、解答用紙、正答表、採点基準については、出題の形式や配点の方法が誤りを生む原因になっていたり、解答用紙と正答表の様式が異なっているというところで誤りが発生したりするものも見られます。各学校で作成する採点基準に要する時間がかなり掛かるということで、結果的にこの採点・点検に掛ける時間を圧迫してしまったことも誤りの原因ではないかとまとめられております。また、採点・点検方法では、点検者が採点した人に誤りはないだろうという思い込みがそもそもあったのではないかと、時間的なプレッシャーから、3回の点検自体が形骸化していたのではないかとということが大前提としてありました。また、採点・点検をする際に、採点表を直接見なが

ら採点・点検をするのではなくて、ア、イ、ウが正答という自分の記憶の中で採点をする事になると、記憶は持続が困難で、途中でその記憶が変わってしまうことも起きたのではないかということも考えられました。さらに、採点・点検の責任の所在が曖昧な体制となっていました。採点・点検等に関する規定では、点検の具体的な方法を定める明文の規定が無く、各学校の経験則に頼っているという実情がありました。こういったものが原因、課題であると考察をしております。

これに基づいて「再発防止・改善の方向と具体的改善策」を第Ⅳ章で提案されております。

方向として「採点・点検に専念できる十分な時間と環境を確保する」、「マークシート方式を導入する」、「採点・点検方法を抜本的に見直す」、「採点誤りを起こしにくい仕組みをつくる」、「採点・点検に対する意識を高める」という5本の柱について、全部で16の方策を提案していただいております。

具体的に申し上げますと、「採点・点検に専念できる十分な時間と環境を確保する」では、方策1は、学力検査翌日から合格発表日の前日までの日数を現行の3日間から4日間とするということです。これに伴います来春の入試日程については、現在、私学側と調整をしておりますが、大筋の了解をいただいているところでございます。

方策2は、採点・点検を行う学力検査翌日と翌々日の2日間については、原則、生徒は自宅学習として、静ひつな環境で採点・点検に専念する環境を整えるということです。

方策3として、連続作業による集中力等の減退を避けるため、作業50分ごとに10分間の休憩を設けることも必要であるという提言がなされております。

「マークシート方式を導入する」については、記号選択式問題の解答形式については、マークシート方式を導入すべきであるという提言でございます。しかし、この際には、一斉導入を避けて、まずは一部の学校で試験的導入を行ったらどうかという御意見や、受検者の負担が生じないように解答の様式が大きく変わることをないようにするといった配慮が必要であるという御指摘をいただいております。

「採点・点検方法を抜本的に見直す」では、方策1として、具体的には報告書の9

ページに図が載っております。先ほど申し上げたマークシート導入までの間、記号選択式問題と作文等を除く記述式問題については、読み上げ方式で、この読み上げも人が読み上げるのではなくて、CDなどの録音機を用いた読み上げにより採点・点検を行うといったものです。その際には、1系統ではなく、あらかじめ答案のコピーを取り2系統で採点・点検を行い、採点・点検をした結果を照合し、照合の結果、仮に点数が違っていた答案があれば、その答案については改めて採点・点検をし、最終的に得点を確定するという方法が提案されております。

方策2では、作文等の記述式問題についても、読み上げの方式は採れないのですが、同様の形でコピーを取って2系統で採点・点検、照合を行うという提言がなされております。

方策3として、更に合格発表日までに、合否ボーダーライン上下の一定範囲にある受検者の答案については再点検をして、念には念を重ねる必要があるということが提言されております。

方策4として、採点・点検業務の詳細を定めた「実施要領」を東京都教育委員会で新たに作成すべきであると提言されております。

「採点誤りを起こしにくい仕組みをつくる」については、詳細は報告書の11ページから12ページに掲げてございます。

方策1は、完全正答を求める出題形式を変更するという事です。図にありますように、現行ではA、D、B、Cという答えが解答欄に書かれて、A、D、B、Cという順番が合っているということを見て採点しますが、改善後は、A、B、C、Dをア、イ、ウ、エという選択肢の形にし、解答欄には記号が一つ入るという形に改善したいという提言です。

方策2は、解答用紙に各問題の点数を記入する欄を設け、点数の計算誤りを防止する必要があるということです。

方策3は、正答表の様式を解答用紙の様式と同一の様式に改めるということです。また、部分点を与える際の基準例を東京都教育委員会として示すことが必要であると提言されています。

方策4は、採点・点検したのは誰なのかという責任の所在を明らかにするため、解

答用紙の束の表紙に付く「解答用紙綴り」の様式を改め、採点・点検を行った問題番号を明記して、それぞれの番号を誰が採点・点検を行ったのかをきちんと分かる形で様式を改善するという事です。

「採点・点検に対する意識を高める」では、これまで時間の問題、マークシートの導入を含め、仕組みの問題を考えてきましたが、それだけではなく、大前提として採点・点検者の意識をきちんと高めていく必要があるということで、この柱を立てております。

方策1は、先ほど御説明した新たに策定する「実施要領」に採点・点検業務の意義について明文化して、毎回それを読んで意識を高めることが必要であるということです。

方策2は、様々な研修を通じて入学者選抜に関しての内容を周知していくということです。

方策3は、先ほど御説明した50分のうち10分取る採点・点検業務における休憩時間を利用して、各教科の採点責任者が、採点の際にあった誤りや採点の進捗状況を、採点の責任者である校長に対して適宜報告をして、採点・点検の際の現場の緊張感を持つことが必要であるということです。

方策4は、課題改善策について、これまでも学校と都教委との間の意見交換の場があったのですが、採点・点検の方法などを話し合う機会は持っていなかったため、定期的に意見交換する場を設ける必要があるということです。

これらのIV章に掲げられた具体的な改善策を講じて採点誤りを無くすことが大前提ではありますが、ヒューマンエラーの発生を無くすことは極めて困難であるという前提に立ち、最後のセーフティネットを構築しておく必要があり、V章に「セーフティネットの構築」という章が設けられ、方策として三つ掲げられております。

方策1としては、合格発表日以降、受検生から申出があれば、採点済みの答案の写しを交付するという事です。当初、事務局からは、全答案を受検生に中学校を通じて返却して自己点検をしていただくという提案をさせていただいたのですが、様々なメリット、デメリットがあり、引き続き検討をすべきという内容にとどめられております。

方策2としては、他校の教員が合格発表後に改めて点検を行う相互点検を実施したらどうかという提言でございます。

方策3としては、答案の保存期間を現行の1年間から高校在学期間中の3年間、在学期間4年の学校については4年間とし、それぞれ在学期間中は保存しておくように延長することが提言されております。

また、この概要ペーパーにはありませんが、第V章の「セーフティネットの構築」の後に第VI章として報告書の15ページから「再発防止・改善策の効果検証」がございます。事後に全受検者の答案の20パーセントを抽出して再点検の必要があるということが掲げられております。東京都教育委員会と学校が一体となり、更なる改善に向けた不断の努力を重ねていくことを望むと、この報告書は結ばれております。

この都立高校入試調査・改善委員会からの提言を踏まえ、東京都教育委員会としての再発防止・改善策の案を次回9月11日の東京都教育委員会定例会でお示しさせていただきたいと思っております。その際には、御審議の上、東京都教育委員会としての再発防止・改善策を御決定いただきたいと思いますと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見等ございますか。

【遠藤委員】 委員の名簿をもう一度見ていたのですが、ANAビジネスソリューション株式会社の方がいますが、学校関係者以外の一般の方は、ANAの方だけですか。

【松山次長】 PTAの方がいます。

【遠藤委員】 ビジネスの世界では、一般的にこういう問題が起こって大量のものを大量に調査・点検する場合には、全くの部外者へのアウトソースをするのですが、この委員会の議論の中では、そういうことは出てきませんでしたか。

【都立学校教育部長】 議論の中では、部外者による点検も必要ではないかという意見もありましたが、最終的な方向としては、採点・点検の現場の緊張感を持たせるという意味では、学校だけではない第三者の方が入った方がいいので、例えば学校運営協議会の方に採点・点検会場で立会いをしていただくことなども必要ではないかと

いう議論がございました。

【山口委員】 様々な課題が抽出されて、それに対して具体的な改善策がいろいろ出てきているのですが、そもそも論として、学力検査から合格発表までの日数は、こういう問題が起きる前から現場では、とても厳しいという意識があったのではないかと思います。何か問題が起きたときには改善策が組み立てられていろいろなことを導入されるのですが、それも一定期間を過ぎて慣れてしまうと同じような繰り返しになってしまいます。大事なことは、ここにも「定期的に意見交換する場を設ける」とは書いてあるのですが、入試だけに限らず現場の声が今まで反映されていなかったのか、それとも、そもそも教員の意識が大丈夫だろうというようなものだったのか、学校とか先生方の中で気付かれたことがきちんと吸い上げられるシステムとしてはどのような感じですか。

【都立学校教育部長】 これまでも東京都教育委員会と学校との距離を埋めるため、学校経営支援センターを設置するなど行ってきたところですが、今回の事故が起きたこともあって、まだまだ足りない部分があると思います。この都立高校入試調査・改善委員会から提言された意見交換の場は、これまでもあったのですが、具体的に学校の先生はこういう悩みを持っているというところまで東京都教育委員会として寄り添え切れていなかったもので、これを機に、学校の方から都教委にいろいろ上げることも大事ですが、都教委からも学校にきちんと寄り添っていく姿勢をいろいろなところで示していかなければいけないと思っていますところでは。

【山口委員】 校長先生とか副校長先生とのやり取りはあっても、実際に携わっている先生方が日頃思ってもなかなか届かない小さなことの積み重ねで採点の誤りなどが起きると思うので、システムとして相互でうまく意見交換ができるような御配慮をお願いしたいと思います。

【都立学校教育部長】 はい。

【乙武委員】 これだけ多くのミスが発覚するというのは我々としてもショックだったし、恐らく現場としてもショックだったと思います。それは、これだけヒューマンエラーが起こるということは、マークシートを導入して機械に頼ろうという流れは自然だとは思いますが、私は一つそこに懸念も抱いております。それは、これだけ

のミスが起こってしまった、だからこそ次回はミスが起こらないようにという意識から、マークシート方式にして記号で答えさせる問題の出題を多くしてしまうことはないのかということです。都立高校の入試でどんな問題を出すのかは、中学生に対してどういう学力を身に付けてほしいのかというメッセージの発信でもあります。それが、こうしたミスが起こったことによって問題の傾向が変わり、今よく言われている知識偏重型からいかに自分の考えを述べ、書く力を身に付けていくことが大事だという傾向に、むしろ逆行してしまうことがないのか気にかかっています。これは私がマークシート導入に反対という意味ではなくて、導入した場合、出題の傾向が変わってしまうことがないのかというチェックも併せて行っていく必要があるという意見を付与させていただきたいと思います。

【都立学校教育部長】 その件につきましては、この都立高校入試調査・改善委員会では、問題の構成をどうするかは議論の範ちゅう外で、改善策として記号選択式の問題の解答形式についてはマークシート方式を導入するという提言がなされております。問題の構成をどうするかは、東京都教育委員会としては、従来どおり、問題については択一と記述を併せた形で行っていきたいと思っておりますので、その比率も含め、乙武委員からの御意見も踏まえまして、改めて9月11日には案を出させていただきたいと思います。

【乙武委員】 よろしくお願ひします。

【竹花委員】 前提として、入試の問題を誰が作成するのかについて知識を共有しておきたいと思ひます。一部の高校では自分たちで作るわけで、今、全体的にはどんな状況になっていますか。

【入学選抜担当課長】 今、委員からお話のございました例えば都立西高等学校とかはグループで作っていて、それぞれの学校の教員が作成に当たっております。それ以外の共通問題については、教育委員会の作成委員が作成に当たっております。

【竹花委員】 全体の状況は分かりませんか。そういうやり方で何か問題が生じているということはありませんか。これからマークシート方式にするかどうかについて、それは何か障害になりますか。

【入学選抜担当課長】 解答用紙をマークシート方式にするということですので、

作成委員会の体制とマークシートの導入については特に課題は生じないと考えております。

【竹花委員】 都立西高等学校の入試問題は誰が作っているのですか。都立西高等学校の先生が作っているのですか。

【入学選抜担当課長】 進学指導重点校7校の教員が作っております。

【竹花委員】 今、独自の問題を作っているのは、進学指導重点校7校だけですか。

【入学選抜担当課長】 それ以外にも進学指導重視の単位制高校3校と中高一貫教育校のうち高等学校を持っている5校で作っています。

【竹花委員】 200分の15校はそれぞれ自分のところで問題を作っているということですね。ですから、今回の誤りの中身も、それぞれ作った問題についてそれぞれ誤りがあったということですか。それは東京都教育委員会で作っている共通の入試のものとは違った分析がなされているのでしょうか。

【入学選抜担当課長】 それぞれの学校で問題については分析しております。特に今、グループで作っている学校については、生徒がどれぐらいできているかについても独自の分析を行っております。

【竹花委員】 それらの高等学校について、独自の問題を作ることを東京都教育委員会はこれまでずっと認めてきたわけですが、今回は採点ミスを防ごうという話ですから一緒にすることはできないのですが、15校について独自の問題があるのかどうか、マークシート方式にするといっても15校ではそれを選択しないことができるのか、今回のいろいろな改善方策を、この15校は同様に受け入れるべきものなのかなどについての検討はしっかりなされているのでしょうか。

【都立学校教育部長】 先ほど参考資料として御提示させていただきました「都立高校入試における採点業務の改善策について（提言）」は、東京都公立高等学校長の総意で作ったもので、この中にも今回の採点の誤りに伴う問題意識は共有化されております。それを踏まえた都立高校入試調査・改善委員会になっておりますので、校長先生が思われていることと都立高校入試調査・改善委員会の報告の内容の方向は基本的に一致していると認識しております。

【竹花委員】 この中には進学重点校の校長先生もおられますので、そうしたことも踏まえた上での検討であろうとは感じますが、少しショックなのは、自分の高校に来る生徒には共通試験では見ることができないような知識、能力を問おうとしている高校でも、余り大きな差が無く同様に問題が生じているということです。その意味では共通事項だとは思いますが、今度の教育委員会で改善案を示していただく中に、その視点を少し加えて、独自に問題を作っている15校についても、この改善案で十分なのかどうかを点検した上で報告してほしいということをお願い申し上げます。

それから、東京都公立高等学校長協会は全ての高等学校の校長先生が参加しておられる協会ですか。

【都立学校教育部長】 東京都の公立高等学校長協会ですので、全ての校長です。

【竹花委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。

私も少しコメントしたいと思います。前から申し上げておりますように、私は大学で長く入試に関わってきたのですが、今日のIV章の方策を見ると、大学で気を付けているような方向へ少しずつ動いているという気がします。一番上の「採点・点検に専念できる十分な時間と環境を確保する」では、現行の3日間から4日間に延ばすということですが、これは非常に良いと思います。それから、方策2のように静ひつな環境の中で採点をするこも、これができれば抜本的に変わると思います。方策3の50分ごとに10分間休憩するというこも非常に良いと思います。「採点・点検方法を抜本的に見直す」では、私が申し上げたことと同じことが書いてあります。読み上げ方式とは私は言いませんでしたが、採点・点検を2系統で行うことは間違いなく効果が出ると思います。

質問ですが、方策2の「作文等の記述式問題についても採点・点検は、2系統で行う」ということですが、作文等の採点は先生によってばらつきますね。2系統で採点した場合に採点がばらついた時は調整はどうするのですか。

【都立学校教育部長】 2系統でやりっ放しではなくて、必ずそこで調整を行います。調整の結果、ある程度の収束がなされていきます。それを行うことにより採点の基準が収れんされていって、きちんと統一されたものができ上がっていくと思ってい

ます。

【入学選抜担当課長】 特に記述式問題につきましては、学力検査当日に採点基準を学校で作成します。そこである程度のルールを決めて、2系統で採点・点検を行ってもばらつきがないようにします。ばらつきがあった場合には、今、都立学校教育部長から説明のあったとおり、調整をして、更に採点基準の精度を上げていくことで対応していくことを考えております。

【委員長】 ありがとうございます。少し言い過ぎかもしれませんが、これだけミスが出るのは大問題です。これは個人の問題もありますが、前から申し上げているようにシステムの問題もあります。大学の入試は良いシステムを作ろうということで、懸命に努力しています。システムの的に良いものを作れば、かなり改善されるのではないかと思いますので、更に検討していきましょう。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件についても報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

9月11日(木) 午前9時

教育委員会室

【委員長】 教育政策課長、今後の日程をお願いします。

【教育政策課長】 次回定例会は9月11日木曜日、午前9時より、ここ教育委員会室において行う予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 次回は今日と同じで開始が9時になりますので、お間違えのないようをお願いいたします。

それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前10時16分)